

### 【3】新衣の布施

[0] ここでは摩訶波闍波提の在家時代のエピソードを紹介したいが、その材料は多くない。唯一が釈尊に新衣を布施したとされるものである。

[1] それは釈尊がカピラヴァットゥに帰郷された時に、摩訶波闍波提が釈尊に新衣を布施しようとしたエピソードであり、これはA文献のパ・漢双方に存する。我々の資料観からすれば、資料的水準の高いものである。

[1-1] A文献資料には次のようなものがある。

(1) あるとき (*ekam samayaṃ*) 釈尊はカピラヴァットゥのニグローダ園におられた。マハーパジャーパティー・ゴータミーが釈尊に三度、「この一揃えの新衣は、特に世尊のために自ら紡ぎ、自ら織ったものです (*idaṃ me navaṃ dussayugaṃ bhagavantaṃ uddissa sāmaṃ kantaṃ sāmaṃ vāyitaṃ*)。どうか受けて下さい」と懇願した。釈尊も三度、「サンガに布施せよ、あなたがサンガに布施すれば私も供養を受けるし、サンガも同じである (*saṃghe, Gotami, dehi, saṃghe te dinne ahañ c'eva pūjito bhavissāmi saṃgho cāti*)」と言われた。これに対して阿難はマハーパジャーパティー・ゴータミーは養母であって恩を受けており（この説得のことばの詳細は、前出の【2】の[2]で紹介した資料を参照されたい。以下同じ）、世尊からは三帰・五戒を授けられているのであるから受けるべきだと勧める。釈尊は阿難に14種の対人施、7種の僧類施（第4僧類施は比丘尼僧伽に対する布施）、4種の施清浄を説かれた。MN.142 ‘*Dakkhiṇāvibhaṅga-s.*’（施分別経 vol.III p.253）

(2) 一時釈尊は釈羂瘦加鞞羅衛城尼拘類樹園におられた。そのとき摩訶簸邏闍鉢提瞿曇彌が再三、「此新金縷黄色衣我自爲世尊作。慈愍我故願垂納受」と申し上げたに拘わらず、釈尊は「持此衣施比丘衆。施比丘衆已便供養我亦供養衆」と言われた。世尊の後ろに立って扠子を持ち仏に侍していた阿難は、この大生主瞿曇彌は養母であって恩を受けているのであるから受けるべきだと勧める。釈尊は大生主瞿曇彌も私によって三帰・五戒を受けるといふ恩恵を受けていると言われ、阿難に7施衆（第4は施比丘尼衆）・14私施・4種布施・3浄施を説かれた。『中阿含』180「瞿曇彌経」（大正01 p.721下）

(3) 一時釈尊は釈種住処の迦毘羅城尼拘陀樹園におられた。そのとき苾芻尼である摩訶波闍波提が新氎衣を持って仏所に来詣し、三度「此新氎衣、我自手作、奉上世尊惟願納受、令我長夜得大利樂」と申し上げたが、釈尊は三度「但當平等施諸大衆。所獲勝利與我無異」と応えられた。阿難が「是仏之親有大恩徳」と取りなした。釈尊は仏世尊において三帰・五戒の近事戒法を受けることも難事であるとして、14種較量布施、7種大衆布施、4種布施清浄について説かれた。『分別布施経』（大正01 p.903中）

(4) そのとき釈尊は舎夷国に還歸され迦維羅衛城の手前で尼拘類樹下に止まられた。そのとき浄飯王が出迎え、釈尊の説法を聞いて出家することを願ひ出た。しかし世尊は王の出家は無所得であると拒否され、三帰五戒を与えられた。そこで王は宮殿に帰り、庭中で三度、「もし如来の正法律中に出家する者は許す」と叫んだ。摩訶波闍波提瞿曇彌はこれを聞いて五百の釈女とともに、二新衣を持って釈尊のところに行き、「世尊我今織

此衣、今以奉上願垂納受」と申し上げた。釈尊は「可以施僧得大果報」と答えられた。もう一度申し上げると今度は「可以施僧、我在僧数」と答えられた。さらにもう一度申し上げると「我受一、以一施僧然後受教、施仏及僧」と答えられた。そして摩訶波闍波提瞿曇彌は「願聽女人於佛正法出家受具足戒」と願い出た（以下は次節において詳しく紹介する）。『五分律』「比丘尼法」（大正 22 p.185 中）

[1-2] B 文献資料には次のようなものがある。

- (1) しかるにいつ、ゴータミーは世尊に一組の布地を布施しようという心を起こしたか。〔釈尊が〕現等覚を得てから最初の帰郷によってカピラ城に来た時である (abhisambodhiṃ patvā paṭhamagamanena Kapilapuram āgatakāle)。その時、乞食のために入ってきた師をつかまえて、浄飯大王は自身の住居に案内した。その時世尊の容姿の美麗さを見てマハーパジャーパティー・ゴータミーは思った。「ああ、私の息子の身体は美しい (sobhati vata me puttassa attabhāvo)」と。それから彼女に大喜悅が生じた。それから思った。「私の息子が 29 年家の中に住んでいた時以来、手ずから檳榔樹の実だけでも与えたことがあったか。私は今、彼に衣を布施しよう」と。「しかるに、この王の家にはたくさんの高価な衣がある。それを布施するのでは私は満足できない。私の手で作ってこそ私は満足できる。自身の手で作って布施しよう」という心を起こした。それから、その間に、綿を摘ませ、自分の手で碎き、打って、細い糸を紡いで、家の中に会堂を建てさせて、職人ら呼んで、職人らに自分が食べる硬食・軟食を給仕して織らせた。ときどき、乳母の衆に囲まれて行って機織の杼をとった。出来上がると、職人たちを大いに敬って、一揃いの衣を香の箱に入れて香を薫習させ「私の息子に衣をもって行きたい」と王に告げた。王は道を整えさせ、路を掃除して、壺を置いて、旗幟をかかげて、王宮の門からニグローダ園までの道を整えさせた。MN.-A. (vol. V p.066)
- (2) 尊者ナーガセーナよ、また尊き師は、彼の母の姉妹マハーパジャーパティー・ゴータミー (Bhagavatā mātucchāya Mahāpajāpatī Gotamī) が雨期に使用する外衣を彼に布施しようとしたとき、次のことを言われました。「ゴータミーよ、サンガに与えなさい。あなたがそれをサンガに布施するならば、わたしも供養せられ、サンガもまた供養されることとなるでしょう」と (1)。Milindapañha (p.240)
- (1) 鹿子母の雨浴衣の布施と混同してしまっているようである。Vinaya「衣捷度」(vol. I p.290)
- (3) 老大を求めて、年少・沙弥を軽んじてはならないことを教える因縁の中に、「瞿曇彌故以衣奉仏廻与僧、衆僧受已無有變異。是故当知僧有大徳、得大名称、仏僧無異」という文章が含まれる。『大莊嚴論経』(大正 04 p.261 上)
- (4) 浄飯王は仏が成道して遊行教化されていることを聞いて、帰郷することを要請した。釈尊が国に帰って、尼拘盧陀僧伽藍に住されているとき、仏姨母摩訶波闍波提は自らの手で紡織した一端金色之氎を持って仏を訪ね、重ねて「どうか受けて下さい」と懇願した。仏は「知母専心欲用施我。然恩愛之心福不弘廣。若施衆僧獲報彌多」と答えられ、十六種の布施は福報を具足し、別請の福報は多くないと説かれた。『賢愚経』(大正 04 p.434 上)

- (5) 昔仏在世のとき、大愛道は仏のために金縷織成衣を作って仏に布施しようとした。仏は「用施衆僧」と言われた。大愛道は「我以乳哺長養世尊、自作此衣故來奉仏、故來奉佛。必望如來爲我受之。云何方言與衆僧也」と言った。仏は「欲使姨母得大功德。所以者何。衆僧福田廣大無邊。是故勸爾。若隨我語已供養佛」と説かれた。そこで大愛道は僧中に布施した。『雜寶藏經』(大正04 p.470上)
- (6) 昔仏在世のとき、大愛道瞿曇彌親仏姨母は金縷織成衣をもって如來に奉獻しようとした。仏は「夫欲施者當詣大衆、何為獨向我耶、我亦是大衆之一數」と説かれた。『出曜經』(大正04 p.691中)
- (7) (三宝不滅の説明の中で) 僑曇彌施僧亦是供養我、當知是説比丘僧聖僧福田僧、世尊者彼三僧所攝破煩惱故、聖故、第一義福田故。『阿毘曇心論』(大正26 p.963中)
- (8) 仏告大生主喬答彌言、汝今可以此金色衣布施衆僧、若供養僧當知亦名供養於我。『大毘婆沙論』(大正27 p.894上)

[2] この摩訶波闍波提が釈尊に新衣を布施したとされる時期を検討したい。

[2-1] 上記の資料のうち、A文献の〈3〉『分別布施經』は摩訶波闍波提が比丘尼であったとする。しかし〈4〉はこの後に出家を願い出たとするし、〈1〉〈2〉は摩訶波闍波提が釈尊から三宝歸依と五戒を与えられたとするから、優婆夷であったと考えざるを得ない。

〈3〉『分別布施經』でさえもむしろ明確に「三歸・五戒の近事戒法」を受けたとしているから、「苾芻尼」は筆が滑ったものであろう。

しかし〈1〉〈2〉の「僧伽へ布施せよ」と言われた後に阿難に説かれた七種僧類施(samṅhagatā dakkhiṇā)の中の第4の僧類施は比丘尼僧伽への布施であるから、もしこれを文字通りに受け取るとすれば、これは比丘尼サンガが成立してからのことにならなければならない。しかし最初に比丘尼になった摩訶波闍波提が未だ在家であったのであるから、おそらくこの七種僧類施以下の部分は、後代になってから形式的に付加されたものであろう。

また『パーリ律』のVinaya「比丘尼・波逸提43」(vol.IV p.300)、『四分律』「比丘尼・單提114」(大正22 p.753上)、『五分律』「比丘尼・墮163」(大正22 p.096中)、『十誦律』「比丘尼・波夜提146」(大正23 p.338下)、『根本有部律』「比丘尼・波逸提155」(大正23 p.1013中)、同「比丘尼・波逸提156」(大正23 p.1013中)には、比丘尼が自分で糸を紡ぎ、布を編むことは禁止されている。しかし摩訶波闍波提は「自ら紡ぎ自ら織り」とされるのであるから、ここからも摩訶波闍波提が出家する前であったことにならなければならない。

また比丘尼が比丘に衣を布施することも禁じられている<sup>(1)</sup>。ただし親里間の布施は違法ではないので、釈尊と摩訶波闍波提との間であれば、仮に摩訶波闍波提が比丘尼であったとしても許されることになるが、あまり奨励されることではなかったであろう。

以上のような理由から、このエピソードは未だ摩訶波闍波提が出家する前のことであると結論して誤りはなかろう。

(1) 取非親尼衣戒「いづれの比丘といえども、非親里比丘尼の手より衣を受ければ、交易を除き尼薩耆波夜提なり」Vinaya 'Nissaggiya 005' (vol.III p.207)

[2-2] これが摩訶波闍波提の在家時代のこととして、さらにその時期が特定されないで

あろうか。

A文献資料の〈1〉〈2〉〈3〉は‘*ekam samayaṃ*’（一時）として、その時期を特定させる語は含まれていない。〈4〉は摩訶波闍波提の出家と関連させて説かれている。

注目すべきはA文献資料のすべてに阿難が登場して、摩訶波闍波提が釈尊の養母として大恩があるのであるから、世尊に布施を受けるよう説得したとされていることである。これもパ・漢両方のA文献に見られるものであるから資料水準は高い。したがってこれを信じるとすれば、先にも述べたように、これは阿難が釈尊の侍者になった成道20年以降のことではなければならない。

しかしB文献資料の〈1〉MN.-Aは、これを釈尊が成道後はじめて帰郷したときのこととする。*Nidānakathā*はこの帰郷を成道のちょうど1年後とするから、もしこれを取るとすれば、このエピソードも成道後1年後のことということになる。しかしこれはその舞台がカピラヴァットゥであったということから短絡的に連想されたものであって、「不合理な伝承」としなければならない。パーリのA文献においても、阿難が釈尊の後半生の25年間を侍者として過ごしたとされていることは先に述べた通りであって、明らかにこれと矛盾するからである。カピラヴァットゥは舎衛城の近くにあり、おそらく釈尊は舎衛城には何度も訪れたであろうから、その途次に立ち寄られる機会が何度もあったであろうことは容易に推測されるから、カピラヴァットゥでの事跡をすべて成道後最初の帰郷に結びつける必要はない。おそらくこれもヴェーサーリーといえは飢饉、提婆達多といえは大悪人という類いのパターン化の一つであろう。

以上のことから、少なくとも阿難が侍者となった後の一定期間は、未だマハーバジャーパティー・ゴータミーは在家であったのであって、このエピソードはこの時のものと考えることができる。

[2-3] しかしこの時の阿難の説得の内容は、次節に述べる摩訶波闍波提の出家を許されるように説得する時のものと変わらない。養母の願いを聞き届けられるように説得する材料としては、これは切り札的なものであって、だから釈尊の入滅に先立って自らが先に入滅したいと懇願するシーンにも使われている。しかし新衣の布施と出家のこの二つの事績が〈4〉のいうように、ほとんど同時に重なっていたということであったのかもしれない。これについては後に検討したい。

ただこのシーンと出家のシーンで全く異なるのは、釈尊はここでは阿難の説得に応じられなかったに対して（ただし〈4〉は一衣を受けたとする）、出家では応じられたということである。